

教育委員に 神元勝氏

任期満了に伴い、教育委員に神元勝氏（再任）が就任しました。

また、4月2日に行われた教育委員会4月臨時会において、教育長職務代理者に神元勝氏（再任）が就任しました。

任期：平成30年3月31日～平成34年3月30日

【問い合わせ先】教育委員会 教育総務課 電話49-1193



神元勝氏

行政相談委員に 片山徳明氏

総務省は、市の行政相談委員（木造地区）に、片山徳明さんを4月1日付けで新たに委嘱しました。行政相談委員は、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望があった時、解決のための助言を行うなどの役割を担っています。相談は無料で、秘密を厳守しますので安心してご利用ください。

日程等は広報つがるでお知らせしています。(今月号は20ページ)

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線266）



片山 徳明氏

人権擁護委員に 平田昌子氏

法務大臣は、人権擁護委員に、平田昌子さんを4月1日付けで委嘱しました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して、人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんが人権について関心をもってもらえるような活動をしています。

相談の日程等は広報つがるでお知らせしています。(今月号は20ページ)

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線266）



平田 昌子氏

防災行政無線を用いた情報伝達訓練を実施します

地震・津波や武力攻撃などの災害時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。

これは、災害の緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えする「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を用いた訓練です。

実施日時 5月16日(水) 11時ころ

放送内容 市内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

上りチャイム音

+ 「これは、Jアラートのテストです」×3

+ 「こちらは、ぼうさいつがる市です」

下りチャイム音

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111（内線345）



消防本部からのお知らせ

柏分遣所の廃止について

現在、柏分遣所には救急車1台が配備されており、24時間体制で救急患者の搬送等に備えていますが、つがる市消防署再編統合計画策定審議会の答申を踏まえた「つがる市消防署再編統合計画」に基づき、6月1日に柏分遣所を廃止します。これにより、柏分遣所の業務は、つがる市消防署へ移行となります。

なお、5月中は夜間業務をつがる市消防署へ移行します。

【問い合わせ先】消防本部 総務課 電話42-2105



65歳以上の方の 介護保険料が変わります

介護保険は3年ごとに事業計画の見直しを行っており、平成30年度から介護保険料が改定されます。

介護が必要な高齢者の増加などにより、介護サービス費用が増加していることもあって、保険料基準月額が引き上げになります。高齢者が安心して介護サービスを利用するために必要な改定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

<改定による変更点>

保険料基準月額が6,000円から6,780円となり、各所得段階ごとの保険料額が変わりました。市の65歳以上の方の介護保険料（平成30から32年度）は次のとおりです。

対象者			平成30～32年度の保険料		
世帯の課税状況	本人の課税状況	本人の年金収入 + 所得金額の合計	所得段階	月額 (円)	年額 (円)
生活保護受給者等			第1段階	3,051	36,612
非課税	非課税	80万円以下	第2段階	5,085	61,020
		80万円超120万円以下	第3段階	5,085	61,020
		120万円超	第4段階	6,102	73,224
課税	非課税	80万円以下	第5段階	6,780	81,360
		80万円超	第6段階	8,136	97,632
	課税	120万円未満	第7段階	8,814	105,768
		120万円以上200万円未満	第8段階	10,170	122,040
		200万円以上300万円未満	第9段階	11,526	138,312
		300万円以上			

※「世帯の課税状況」とは、世帯に住民税が課税されている方がいるかどうかで判断します。

なお、平成30年度の保険料は、7月に確定し通知書が送付されますので、そちらをご覧ください。【問い合わせ先】介護課 電話42-2111（内線231・235）

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成30年度保険料（年額）の決まり方は次のとおりです。

$$\begin{array}{l} \text{「均等割額(被保険者全員が納める額)」} \\ (40,514円) \end{array} + \begin{array}{l} \text{「所得割額(所得に応じて納める額)」} \\ (\text{※基礎控除後の所得} \times \text{所得割率} 7.41\%) \end{array} = \begin{array}{l} \text{「保険料(年額)」} \\ (\text{限度額} 62\text{万円}) \end{array}$$

※基礎控除後の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額です。

保険料の軽減措置について

■所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員が所得0円 (ただし公的年金控除額は80万円として計算)	9 割
33万円以下	8.5 割
33万円 + (27万5千円 × 被保険者の数) 以下	5 割
33万円 + (50万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

・被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方の所得割額2割軽減は廃止となります。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・均等割額が7割軽減から5割軽減に変更になります。所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9割、8.5割軽減）が受けられます。

【問い合わせ先】つがる市国民健康保険課 電話42-2111 内線(274・275)

青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821